

# 長野県強靭化計画(案)について

～多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく～

消防課

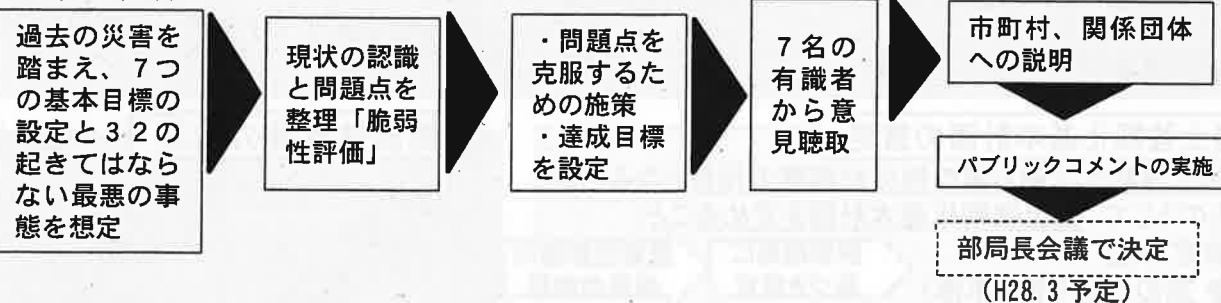
## 長野県における強靭化の定義

強靭化とは、災害が発生しても生命を失わず、迅速に元の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること。

## 1 策定趣旨

これまで発生した災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、すべての県民や長野県に訪れる滞在者を含め、それぞれの立場で、今後必ず起こりうる災害をイメージし、事前の備えに取り組む必要がある。その大規模自然災害への「備え」について、最悪の事態を想定するという視点から強靭化に向けた施策を効果的に推進するため、長野県強靭化計画を策定  
(策定根拠：国土強靭化基本法第13条)

## 2 策定手順



## 3 計画の構成

32の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、以下の項目で構成

- (1) 現状認識、問題点の整理（脆弱性の評価）・・・現在の状況、課題を整理
- (2) 施策・・・課題等に対する施策を記述。県民が実施すべき事項を明記
- (3) 達成目標・・・「しあわせ信州創造プラン」やその他の計画と整合を図りながら、目標を設定

## 4 計画の特徴

- (1) 多発する災害から「生命」を守りぬき、災害に強い長野県を実現するため、本計画の総合目標を「多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく」とした。
- (2) 「起きてはならない最悪の事態」を克服するため、中部電力（株）長野支店など16社のライフライン等関連事業者が主体的に本計画に参画（全国初）
- (3) 県民自らが行う取り組みが、生命・財産を守るうえで重要な観点なため、県民が取り組むべきことを本計画で明確化（全国初）
- (4) 御嶽山噴火災害など、長野県内で発生した特有な災害を「想定するリスク」として詳細に記載。平成28年度当初予算編成と併せて重点的に取り組む項目を検討
- (5) 災害時における外国籍住民や外国人旅行者に対応する通訳ボランティアとの連携、女性（消防団員、避難所対応等）の観点や、要配慮者への対応等を記載
- (6) 県・市町村職員で構成する「長野県合同災害支援チーム」の活用による被災地支援や、中央日本四県（新潟、山梨、静岡、長野）による災害時の広域応援協定等に基づく広域応援・受援など、広域的な連携の推進を計画に位置付け

# 強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靭化基本法 概要

## 基本理念

国土強靭化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

## 基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関する施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靭化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わされることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

## 施策の策定・実施の方針

- ・既存社会资本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

## 国土強靭化基本計画の策定

※国土強靭化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靭化基本計画を定めること。

### ○策定手続

#### ◆案の作成(推進本部)

- ※ 都道府県、市町村等の意見聴取
- ※ 透明性を確保しつつ、公共性、客觀性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

#### ◆閣議決定

### ○記載事項

- ・対象とする施策分野
- ・施策策定に係る基本的指針
- ・その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

評価結果に基づき策定  
脆弱性評価の結果の検証

## 脆弱性評価の実施

※ 国土強靭化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

- ・推進本部が指針を作成。
- ・最悪の事態を想定し、総合的・客觀的に行う。
- ・関係行政機関の協力を得て実施。

## 国土強靭化地域計画の策定

※ 国土強靭化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靭化地域計画を定めることができる。  
【都道府県・市町村が作成】

指針となる

国の他の計画

(国土強靭化基本計画を基本とする)

調和

指針となる

都道府県・市町村の他の計画

## 国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

## 都道府県・市町村による施策の実施

## 国土強靭化推進本部の設置

※ 国土強靭化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靭化推進本部を設置。

【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官、国土強靭化担当大臣、国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣

※ 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

## その他

- 國土強靭化の推進を担う組織の在り方に関する検討
- 国民及び諸外国の理解の増進

## 国土強靭化地域計画に基づき実施される取組 に対する関係府省庁の支援について（抜粋）

|       |     |
|-------|-----|
| 内閣府   | 2件  |
| 警察庁   | 2件  |
| 総務省   | 6件  |
| 文部科学省 | 1件  |
| 厚生労働省 | 4件  |
| 農林水産省 | 11件 |
| 経済産業省 | 4件  |
| 国土交通省 | 1件  |
| 環境省   | 1件  |
| 合計    | 32件 |

平成28年1月

注：本資料における関係府省庁の支援は、平成28年度予算の成立を待って実施するものであり、予算の成立状況によっては記載内容が変更される場合があり得る。

## 国土強靭化地域計画に基づき実施される取組 に対する関係府省庁の支援について

### ○ 標記関係府省庁の支援についての方向性

地方公共団体により策定される国土強靭化地域計画に基づき実施される取組に対し、政府として、以下に掲げる32の関係府省庁所管の交付金・補助金等による支援を講じる。

（単位：百万円）

| 府省庁名 | 交付金・補助金の名称 | 交付金・補助金の概要   | 国土強靭化地域計画に基づき実施される取組に対する支援の内容                         | 交付率  | 交付対象      | (参考)<br>平成28年度<br>政府予算案 |
|------|------------|--|---|------|-----------|-------------------------|
| 内閣府  | 地方創生推進交付金  | 地域再生法の規定により、地方公共団体が作成する地域再生計画に基づき、先駆的な取組等に対して支援を行う。<br>○対象分野<br>・「小さな拠点」の形成等<br>・都市のコンパクト化と交通ネットワークの形成など | 国土強靭化施策も含む連携事業として、地域再生計画にも位置づけられた場合、交付の判断にあたって、一定程度配慮 | 1／2等 | 都道府県、市區町村 | 100,000<br>の内数          |

(単位：百万円)

|     |                          |   |                   |      |                  |               |
|-----|--------------------------|---|-------------------|------|------------------|---------------|
| 内閣府 | 都市再生安全確保計画策定事業費補助金       | 都市再生安全確保計画の策定を促進し、都市の安全・安心の確保を図るために、同計画の作成に係る必要な基礎データの収集・分析等に対して支援を行う。  | 交付の判断にあたって、一定程度配慮 | 1/2  | 市区町村、都道府県、民間事業者等 | 38            |
| 警察庁 | 都道府県警察施設整備費補助金（警察施設整備関係） | 都道府県が実施する警察施設（都道府県警察本部、警察署等）の整備に対して支援を行う。   | 交付の判断にあたって、一定程度配慮 | 5/10 | 都道府県             | 8,605         |
| 警察庁 | 特定交通安全施設等整備事業に係る補助金      | 道路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路における特定交通安全施設等整備事業（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第3条第1項に規定する特定交通安全施設等整備事業をいう。）の実施に対して支援を行う。 | 交付の判断にあたって、一定程度配慮 | 5/10 | 都道府県             | 17,717<br>の内数 |

- 2 -

(単位：百万円)

|     |                                      |   |                   |              |                              |       |
|-----|--------------------------------------|---|-------------------|--------------|------------------------------|-------|
| 総務省 | 地域公共ネットワーク等強靭化事業費補助金（放送ネットワーク整備支援事業） | 放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、次の整備に対して支援を行う。<br>①放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備<br>②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備 | 交付の判断にあたって、一定程度配慮 | 1/2、<br>1/3  | 都道府県、市町村、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等 | 128   |
| 総務省 | 無線システム普及支援事業費等補助金（民放ラジオ難聴解消支援事業）     | 国民生活に密着した情報や災害時ににおける生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局の整備に対して支援を行う。                           | 交付の判断にあたって、一定程度配慮 | 1/2、<br>2/3  | 都道府県、市町村、特定地上基幹放送事業者等        | 1,006 |
| 総務省 | 観光・防災 Wi-Fiステーション整備事業                | 観光や防災の拠点における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、公衆無線LAN環境の整備に対して支援を行う。   | 交付の判断にあたって、一定程度配慮 | ①1/2<br>②1/3 | ①都道府県、市区町村<br>②第三セクター        | 262   |

- 3 -

# 長野県強靭化計画（案）の概要

## 第1章 計画の基本的事項

### 計画策定の趣旨

- 長野県は、地形的・気象的な特性により、数多くの災害が発生、甚大な被害
- 平成26年は、2月の大雪災害、7月の土石流災害、9月の御嶽山噴火災害、11月の神城断層地震と、多くの災害が発生
- それらの大規模自然災害に対して、迎え撃つ社会の在り方が問われている。
- 強靭化とは、災害が発生しても生命を失わず、迅速に元の生活に戻るために、最も悪の事態を念頭に置いて、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること
- 過去の災害から得られた教訓を踏まえ、大規模自然災害への「備え」について、最悪の事態を想定するといった視点から、強靭化に向けた施策を効果的に推進するため、長野県強靭化計画を策定

計画期間：平成28年度から平成29年度までの2年間

### 計画の目的

- 県民の一番の思いは災害により生命・財産を失わないことにある。また、災害時においては、食料・飲料水・エネルギー・日用品の確保が困難になることを最も心配している（県政モニター調査結果より）。
- 行政のみならず、企業、個人も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備え」、すなわち強靭化を意識することが必要
- 本計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、個人が一体となって強靭化に取り組み、県民の生命・財産・暮らしを守ることを目的とする。

### 計画の性格

- 大規模自然災害に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靭化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画

## 第2章 基本的な考え方

### 想定するリスク

| ●過去の主な大規模自然災害            |   |
|--------------------------|---|
| ●<地震>                    |   |
| ○1847年（弘化4年）             | 善光寺地震 死者約12,000人（全体） 潟澤家34,000棟 死者29人 住家全壊14棟 |
| ○1984年（昭和59年）            | 長野県西部の地震 死者3人 住家全壊34棟                         |
| ○2011年（平成23年）            | 長野県北部の地震 死者3人 住家全壊14棟                         |
| ●<火山>                    |   |
| ○1783年（天明3年）             | 浅間山噴火 死者1,624人（全体） 流出家屋1151戸 死者9人             |
| ○1947年（昭和22年）            | 浅間山噴火 死者9人                                    |
| ●<風水害>                   |   |
| ○1970年（昭和45年）            | 台風第7号 死者65人 住家全壊1,391棟                        |
| ○1971年（昭和46年）            | 梅雨前線豪雨 死者107人 住家全壊933棟                        |
| ○1976年（昭和51年）            | 地附山地すべり 死者26人 住家全壊55棟                         |
| ○1985年（昭和60年）            | 梅雨前線豪雨 負傷者1人 住家全壊46棟                          |
| ○1995年（平成7年）             | 梅雨前線豪雨 死者12人 住家全壊22棟                          |
| ○2006年（平成18年）            | 7月豪雨 死者12人 住家全壊                               |
| ●南木曽町の土石流災害（平成26年台風8号）   |   |
| 死者1名 軽傷者3名 住家全壊10棟       |   |
| ●平成26年2月大雪災害             |   |
| 死者4名（被害者のおおむねを含む） 重傷者20名 |   |

### ●長野県第3次地震被害想定

- 糸魚川・静岡構造断層帯の地震（全体）
- 氣象庁マグニチユード（Mj）8.5 死者最大7,060人 建物全壊・焼失量大97,940棟
- 長野盆地西縁断層帯の地震
- 氣象庁マグニチユード（Mj）7.8 死者最大2,350人 建物全壊・焼失量大40,960棟
- 伊那谷断層帯（主部）の地震
- 氣象庁マグニチユード（Mj）8.0 死者最大1,550人 建物全壊・焼失量大17,540棟 等

### 第3章 取組むべき事項

| 7つの基本目標                                   |                                  | 3・2の起きていなければならない<br>最悪の事態  | 現状認識・問題点の整理 (脆弱性評価)  | 施策   | 数値目標   |
|---|----------------------------------|--|--|--|--|
| 1 人命の保護<br>が最大限図<br>られるこ<br>と<br><br>命を守る | 1 - 1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生   | ①耐震性を満たしていない住宅が多数存在。人命の保護とともに、災害発生後も日常生活が維持できるよう住宅の耐震化を着実に推進<br>②電柱倒壊による緊急車両の通行支障对策や、プロック塚倒壊による人的被害防止が必要<br>③住宅密集地における安全な都市環境の整備が必要                            | ①市町村と協力して耐震診断、耐震改修にかかる助成等の支援等などの耐震化を着実に推進<br>②無電柱化延長(過去の整備動向をもとに既定) 45.3km(H26)→51.4km(H30)<br>③市街地の延焼防止等用途地域内都市計画道路整備<br>④市街地の延焼防止等市街地整備面積(過去の整備動向をもとに既定) 2,726ha(H23)→2,800ha(H29) | ●住宅の耐震化率<br>○無電柱化率<br>●市街地の延焼防止等用途地域内都市計画道路整備<br>●市街地の延焼防止等市街地整備面積(過去の整備動向をもとに既定) 13.25m <sup>2</sup> /人(H25)→14m <sup>2</sup> /人(H29)   | ●あわせ信州創造プラン掲載指標 ○個別計画掲載指標 □左記以外の指標   |
|   | 1 - 2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生 | ①大規模な建築物の早期の耐震診断や耐震改修が必要<br>②これまで耐震化の非対象となっていた県有施設の耐震対策や天井材、外壁等の落下防止対策等の推進が必要<br>③公立学校の耐震化はおむね順調。県立学校においては、引き続き「県有施設耐震化整備プログラム」対象外施設の耐震対策や天井材、外壁材の落下防止対策の推進が必要 | ①市町村と協力して大規模建築物の耐震診断などに対する助成や耐震改修に関する情報提供を提供<br>②県有施設における耐震化の非対象施設について、非構造部材の落下防止対策等を推進<br>③県立学校の耐震化を計画的に実施し、「県有施設耐震化整備プログラム」の非対象施設についても、今後、整備計画を検討                                  | ○耐震化率(多数の者が利用する大規模建築物)<br>83.5% (H23)→90.0% (H29)<br>○耐震化率(県有施設等)<br>95.0% (H26)→99.4% (H27)<br>○耐震化率(県立高校)<br>96.4% (H26 見込)→99.9% (H27)  | ○耐震化率(多数の者が利用する大規模建築物)<br>83.5% (H23)→90.0% (H29)<br>○耐震化率(県有施設等)<br>95.0% (H26)→99.4% (H27)<br>○耐震化率(県立高校)<br>96.4% (H26 見込)→99.9% (H27)  |
|   | 1 - 3 河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水        | ①局所的な集中豪雨の多発等により毎年のように水害が発生。河川改修、調節池の築造、排水機場の増設などのハード対策に加え、行政・住民・民間企業等との連携により避難行動支援等のソフト対策の推進が必要   | ①国、市町村等と連携し、ハードヒートが一体となった総合的な治水対策を推進<br>②河川管理施設について定期的に点検、計画的な修理を実施  | ●浸水被害発生のおそれのある河川での浸水想定家屋(過去の整備動向をもとに既定) 41,700戸(H23)→24,000戸以下(H29)<br>○洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合<br>□関係機関が連携したハード・ソフト一体となった浸水被害対策により解消される浸水想定家屋数(既存総戸数312戸)<br>0戸(H25)→312戸(H29)   | ●浸水被害発生のおそれのある河川での浸水想定家屋(過去の整備動向をもとに既定) 41,700戸(H23)→24,000戸以下(H29)<br>○洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合<br>□関係機関が連携したハード・ソフト一体となった浸水被害対策により解消される浸水想定家屋数(既存総戸数312戸)<br>0戸(H25)→312戸(H29) |
|   | 1 - 4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生    | ①土砂災害危険箇所における対策必要箇所が多数存在するため、ハード対策の推進と、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を実施<br>②森林整備と施設整備が一体となつた治山事業の推進や、航空レーザー測量データを活用した山地災害危険箇所の抽出を推進                                 | ①ハード対策の着実な推進と、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を実施<br>②森林整備と施設整備が一体となつた治山事業の推進や、航空レーザー測量データを活用した山地災害危険箇所の抽出を推進  | □土砂災害から保全される人家戸数(過去の整備動向をもとに既定)<br>50,515戸(H24)→53,000戸(H29)<br>○社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(重要交通網に係る箇所)<br>63% (H23)→100% (H29)<br>□避難所の土砂災害対策着手手数(既存総数312戸)<br>19施設(H23)→55施設(H29)<br>□土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所数(H24現在総数約18,000箇所)<br>20,919箇所(H24)→28,000箇所(H28)<br>○地域特性に配慮した防災訓練実施市町村数<br>18市町村(H24)→77市町村(H29) | ●周辺森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数(過去の整備動向をもとに既定)<br>56集落(H23)→470集落(H29)<br>○重要な施設を保全対象とする長寿命化対策がされた治山施設数<br>41施設(H25)→57施設(H29)<br>□重要な施設を効率的に保全するために必要な山地災害危険度情報の整備率<br>0% (H25)→100% (H29) |

| 7つの基本目標 | 3 2の起きてはならない<br>最悪の事態                      | 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）   | 施策  | 数値目標  |  |
|---------|--|--|---|---|--|
|         |  |  |   | ●しあわせ管内創造プラン想定指標 ○個別計画指標 □左記以外の指標   |  |
| 1 - 5   | 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生                       | ①御嶽山噴火災害を踏まえ、観測体制の強化、登山者等の安全確保施設等の充実、火山活動情報の提供、関係者の情報共有などの推進が必要  | ①火山ハザードマップや噴火シナリオ等の策定、火山観測体制の強化、退避環（シェルター）等の整備促進、火山研究者の育成、火山研究施設の充実、火山噴火緊急対策砂防計画の推進、携帯電話基地局施設の整備促進を実施   | □避難情報の発令基準策定市町村の割合<br>①適切に避難勧告等を発令するとともに、住民が適時的確な避難行動をとれるよう周知徹底<br>市町村は観光地の災害を想定し、防災設備、避難訓練等について外国人旅行者の安全確保を推進  | 89% (H26) → 100% (H28)                           |
| 1 - 6   | 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難者の遅れによる死傷者の発生 | ①迅速な避難行動を実施するために、適切な避難勧告を発令するとともに、住民や観光客等の滞在者による緊急連絡メールの活用が必要<br>②児童生徒が自ら危険を回避する力を育成するため、防災教育の充実が必要<br>③手話の普及により、ろう者の安全を確保し、手話で安否確認等ができる住民を増やす<br>④各消防本部、県庁における広域災害発生時の救助、救急の情報通信の強化が必要<br>⑤大規模自然災害発生時における国、県、市町村、消防本部、自衛隊等との連携確保のため、防災行政無線の更新等が必要<br>⑥要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくりを進めため、地域の要配慮者等を把握し、地図等を活用した避難支援計画の策定が必要 | ①適切に避難勧告等を発令するとともに、住民が適時的確な避難行動をとれるよう周知徹底<br>市町村は観光地の災害を想定し、防災設備、避難訓練等について外国人旅行者の安全確保を推進  | □消防救助無線のデジタル化整備済団体の割合<br>②小中学校におけるモデル的取組（緊急地震速報器導入、学校防災アドバイザー派遣など）により、児童生徒が自ら危険を回避する力を育成する<br>③「災害時住民支え合いマップ」の作成市町村数<br>④県庁、各消防本部の通信を強固にするため、各消防本部の消防救助無線のデジタル化の助言等を実施  | 29% (H25) → 100% (H29)                           |
| 2       | 負傷者等に迅速に対し、救助活動が行われること                     | 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足   | ①落石防護柵などの防災対策施設を整備し、道路災害の未然防止が必要<br>②緊急輸送路における要対策橋梁等について、震災対策の進歩が必要<br>③大雪に伴う孤立を防止するため、道路の除雪作業をはじめ冬期交通の確保対策の推進が必要<br>④断水や物流の途絶による物資不足に対し、適切な量と迅速な提供態勢の確保が必要<br>⑤孤立集落への救援物資搬送や救急救助を行つため、ヘリコプターの活用が重要 | ●震災対策緊急輸送路にある橋梁の耐震補強の整備率<br>①落石や岩石崩落などの道路防災点検の結果に基づき、順次、防災対策工事を実施（緊急輸送路を優先）<br>②緊急輸送路の機能確保を図るため、橋梁や跨線橋・跨道橋の耐震補強を実施<br>また、一定高さ以上の沿道建築物について建物所有者と協力し、耐震化を推進   | 83% (H23) → 100% (H29)<br>52% (H23) → 100% (H32) |
|         |  |  | 命を救う  | ③平成26年2月大雪災害の経験を踏まえ、除雪支援体制の構築、除雪機械の増強、ホームページ等を活用した広報を実施<br>④市町村による水、食料等の確保や迅速な提供、それを利用する役割の県による備蓄の実施<br>断水に対し、長野県水道協議会の会員は、給水車や職員の派遣による応急復旧活動支援を実施<br>県企業局は、給水車の派遣や、「川中島の水」ペットボトルを作製し、災害時ににおける飲料水の補給手段として活用<br>⑤広域的なヘリコプター支援に備えるとともに、離着陸場所がない孤立集落に対し、救助ヘリコプターや物資吊下げの対応を実施 |  |

| 7つの基本目標                              | 3-2の起きではない<br>最悪の事態  | 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）  | 施策  | 数値目標   |  |
|--------------------------------------|--|---|---|--|--|
|                                      |  |   |   | ●しあわせ信州創造プラン掲載指標 ○個別計画掲載指標 □左記以外の指標  |  |
| 2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足          | ①被災地の救助・救急ニーズが大幅に増加することを踏まえ、消防による迅速な救助活動を実施するため、人員や資機材等の消防力の強化が必要な支援を行ない、地域防災力の向上が必要な支援組織の立ち上げや活性化に必要な支援組織の充実・強化を出前講座、自主防災アドバイザーの委嘱等により推進<br>④県外での災害対処能力の強化を図るために、災害警備訓練の更なる充実強化が必要な教出救助活動を行うため、必要な装備資機材の整備を推進<br>⑤陸上自衛隊第12旅団は、これまで数多くの災害派遣要請に応じ、救助活動等を展開しており、引き続き県と連携しながら対応<br>⑥女性消防団員の参加が増加、応急手当の普及活動などに活躍。減少傾向にある消防団員の効果的な確保対策が必要 | ①適切に緊急消防援助隊の応援を受けるため、応援要請の迅速化等、受援計画の見直しを実施<br>②地域づくり、地域活性化のひとつとして自主防災組織の立ち上げや活性化に必要な支援組織の充実・強化を出前講座、自主防災アドバイザーの委嘱等により推進<br>③警察の迅速かつ的確な教出救助活動を行うため、必要な装備資機材の整備を推進<br>④長野県警察庁緊急援助隊、緊急灾害警備隊、各警察署との合同訓練及び警報等独自自訓練<br>⑤陸上自衛隊第13普通科連隊は、引き続き地方自治体や民間事業者との連携を強化するため、訓練等へ積極的に参加<br>⑥県、県消防協会と連携し、消防団への支援を継続するとともに、団員確保に向けた取り組みを推進 | □緊急消防援助隊の増強 (消防防から)の通知による地域防災力の強化<br>●自主防災組織率の向上による地域防災力の強化<br>○災害警備が処置力の強化 各種訓練の実施<br>□長野県内の消防団協力事業所数 (過去からの増加率をもとに予定)<br>1,05回 (H27) → 105回以上 (H28)<br>1,062人 (H26) → 1,500人 (H29)<br>□人口千人当たり消防団員数 (回員数/回員数)<br>16.77人 (H26) → 17.20人 (H31)  |  |  |
| 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶       | ①災害拠点病院など、優先度が高い施設等への石油類燃料の安定供給を確保し、災害対応能力の強化が重要   | ①県内の中核給油所 (41箇所) 及び小口燃料配送拠点 (21箇所) への石油類燃料備蓄を推進   | □石油等の備蓄   | 62施設約 500㎘ (H27~H30) → 現状維持  |  |
| 2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺 | ①地域災害医療マニュアルがすべての二次医療圏で策定<br>②災害急性期を脱した後も被災地住民が継続して医療を受けられるよう、医療救護班等の派遣に関する医療機関の取組を促進<br>②DMA-Tの整備が進む一方、災害急性期を脱した後に支援する医療救護班の整備には、より一層の取組が必要   | ①関係機関により実施される災害実動訓練や、災害拠点病院等による業務継続計画等の策定を促進<br>②災害急性期を脱した後も被災地住民が継続して医療を受けられるよう、医療救護班等の派遣に関する医療機関の取組を促進  | ○地域災害医療活動マニュアルを策定した二次医療圏<br>10医療圏 (H26) → 10医療圏 (H29)<br>○行政、災害拠点病院、医師会等の関係機関によるコードディネット機能の確認を行う災害実動訓練の実施<br>3医療圏 (H25) → 10医療圏 (H29)<br>○業務継続計画及び災害対応マニュアルを共に策定し、定期的に見直しを実施している災害拠点病院教<br>6病院 (H25) → 10病院 (H29)<br>○DMA-T指定病院における日本DMA-T研修を受講したチームの保有数<br>38チーム (H26) → 40チーム (H29) |  |  |
| 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生             | ①被災地域における疫病・感染症等の大規模発生を防止するため、マニュアルの整備が必要  | ①感染源対策、感染経路対策、健康管理対策を内容とする「災害時における感染予防対策マニュアル」を作成し、感染症の大規模発生を防止   |   |  |  |
| 3 必要不可欠                              | 3-1 信号機の停止等による交通事故の多発  | ①信号機への電源供給が遮断された場合の対応が施された信号機の整備が一部にどどまっているため、着実な整備の推進が必要   | ①信号機能停止のため、信号機電源付加装置、発動発電機直結型接続ケーブルの整備を推進   | (信号機総数約 3,500基)<br>○停電による信号機の機能停止を防止するための各種対策<br>【信号機電源付加装置の整備】<br>64基 (H26) → 104基 (H32)<br>【直結型発電ケーブルの整備】<br>整備率 57.9% (H26末) → 整備率 100% (H32) |  |
|                                      |  |   | 行政・通信機能を確保する  |  |  |

| 7つの基本目標 |                                    | 3-2の起きてはならない<br>最悪の事態  | 現状認識・問題点の整理 (脆弱性評価)   | 施策  | 数値目標                              |
|---------|------------------------------------|--|---|---|-----------------------------------|
| 3-2     | 県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下      | ①人員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れ<br>②発生するごとから、引き続き災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等の研究が必要<br>③「県と市町村との協議の場」において検討、強化された県内市町村による人的支援、物資調達等の広域応援体制を、有效地に機能させるための取り組みが必要<br>④災害応急対策の指揮・情報伝達活動等を行う庁舎等について、耐震性の確保や設備の充実が必要  | ①大規模自然災害時にあつても、適切な業務執行を行いうことを目的とした業務継続計画（B C P）の更新・見直しを継続することともに、庁舎機能不能時の対応等を研究<br>②市町村へ情報連絡員を派遣し、迅速かつ円滑な災害対応の実施<br>③県内市町村同士の広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう、代表市町会議の開催や定期的な訓練等の支援を実施<br>④災害応急対策の拠点となる施設の耐震性の確保や非常用電源などの設備の整備を計画的に実施   | □市町村への技術支援体制構築<br>□避難所の土砂災害対策着手数 (H23現在数 18 施設)<br>2 施設 (H23) → 18 施設 (H29) (再掲)  | ●あわせ宮州創造プラン指標 ○個別計画指標<br>□左記以外の指標 |
| 3-3     | 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止          | ①NTT東日本は、災害時の通信ネットワークが途絶しないよう、引き続き万全体制を維持<br>②NTTドコモは、信頼性の向上、重要通信の確保、通信サービスの早期復旧を3原則とし、非常時にこそライフルインとしての機能を果たせるよう取り組む<br>③KDDIは、長時間停電による予備電源の枯渇と、基地局のアクセス回線の遮断に対する備えを実施<br>④ソフトバンクは、「情報＝ライフライン」を自覚し、強固なネットワーク構築と、緊急時の体制整備、防災に関する情報の提供に取り組む<br>⑤長野県防災行政無線の安定した通信の実施が必要 | ①NTT東日本は、災害対策機器を用いた早期回復を実施するとともに、引き続き地方自治体や自衛隊と協力して通信情報保証訓練を実施<br>②通信設備の二重化、重要施設の分散化を進めるとともに、移動電源車や移動基地局車等の災害対策機材を配備し、通信を確保。また、帰宅困難者に対してNTTドコモ長野ビルを解放<br>③KDDIは、被災地域の通信確保のため、車載型可燃型基地局の設営や、避難所等屋内通信を確保するため、フェムト基地局の設置等を引き続き推進<br>④ソフトバンクは、通信拠点の耐震及び停電対策を引き続き実施し、移動基地局の配備などの災害時応急復旧対策等を推進<br>⑤長野県防災行政無線の通信ネットワークを適切に維持管理 | □NTT東日本は、災害時の通信ネットワークが途絶しないよう、引き続き万全体制を維持するとともに、最新の報道原稿の掲載や、「J字」と呼ばれるテレビの字幕放送でも情報を発信<br>②③インターネットや電子メール等を活用した情報発信機能を強化するため、長野県防災情報システムの構築を実施<br>④長野県大規模災害ラジオ放送協議会は、ラジオ番組を通じて地震に対する備えを中心に「事前の備え」の大切さを伝え続けるとともに、防災ハンドブックの発行による啓発を継続 |                                   |
| 3-4     | テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 | ①NHK長野放送局は、テレビ、ラジオでの速報と特設ニュースを通じて被害、避難、ライフラインに関する情報を途絶することなく放送<br>②県民の災害情報入手手段はテレビ、ラジオが多い状況であり、それらに適切かつ迅速な情報提供が必要<br>③インターネット、電子メールやSNSなどの媒体を通じて効率的、効果的な情報提供の実施が必要<br>④長野県大規模災害ラジオ放送を制作・放送するとともに、「防災ハンドブック」を発行   | □NHK長野放送局は、災害の情報をできるだけきめ細かく伝えるとともに、災害情報ホームページへの最新の報道原稿の掲載や、「J字」と呼ばれるテレビの字幕放送でも情報を発信<br>②③インターネットや電子メール等を活用した情報発信機能を強化するため、長野県防災情報システムの構築を実施<br>④長野県大規模災害ラジオ放送協議会は、ラジオ番組を通じて地震に対する備えを中心に「事前の備え」の大切さを伝え続けるとともに、防災ハンドブックの発行による啓発を継続  |   |                                   |

| 7つの基本目標     | 3.2の起きではない、最悪の事態                                     | 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）  | 施策  | 数値目標  |  |
|-------------|--|---|---|---|--|
|             |  |   |   | ●しあわせ信州創造プラン実績指標 ○個別計画実績指標 □左記以外の指標   |  |
| 4 必要最低限のライン | 4-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスサプライイチーンの機能の停止 | <p>①中部電力は、電力の長期供給停止を発生させないため、これからも必要に応じて発電所、送電線や電力システムの災害対応力の強化が必要</p> <p>②長野県ＬＰガス協会は、協定に基づき県や市町村から要請があつた場合は緊急点検、容器回取、被害状況調査、設備工事及び供給等を実施</p> <p>③長野県ガス協会は、都市ガスの防災対策として設備対策・緊急時対策・復旧対策を柱としてさらなる供給信頼性の向上に取り組む</p> <p>④長野県石油商業組合は、協定に基づき県が指定する緊急車両等や医療機関、避難所等の施設に石油類の優先提供を実施。必要な給油所地下タンク製品の備蓄を推進</p> <p>⑤省エネルギー化の促進と、自然エネルギーの普及拡大によりエネルギー自給率を高めることが必要</p> <p>⑥電力供給復旧までの時間を要する大規模地震に備えるため、県企業局の水力発電施設や上水槽等の施設及び県企業局管理ダムの耐震性能照査を計画的かつ着実に推進することが必要</p> | <p>①中部電力は、防災訓練や復旧作業訓練などを繰り返し実施し、県、警察、消防、自衛隊等が実施する連絡会議や訓練に積極的に参加。発電・送電・変電・配電設備の適切な維持管理・更新を実施</p> <p>②長野県ＬＰガス協会は、中核充填所としてのＬＰガス販売事業者等と災害に強い安定したＬＰガスの供給を目標とする</p> <p>③長野県ガス協会は、都市がネットワークに耐震性に優れた接続管、ボリエチレン管を採用。防災訓練の定期的な実施や、被害が甚大と予測される場合は供給停止、全国的な応援体制により迅速に再開</p> <p>④長野県石油商業組合は、県と連携して災害対応型中核給油所に対して一定の在庫を偏蓄するための管理費等について支援を実施</p> <p>⑤国の再生可能エネルギー導入推進基金を活用し防災施設への自然エネルギー設備導入を支援</p> <p>⑥県企業局の発電所・建屋の耐震化や上水槽等の施設及び県企業局管理ダムの耐震性能照査を計画的に推進</p> | <p>●発電設備容量で見るエネルギー自給率<br/>78.9% (H26) → 124.3% (H32)</p> <p>○県営水力発電所建屋等の耐震化率<br/>57.1% (H26) → 100.0% (H29)</p> <p>○県企業局管理ダム（3か所）におけるレベル2地震動に対する耐震性能照査の実施か所数<br/>1か所 (H26) → 3か所 (H29)</p>  |  |
| 4           | 4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止                                 | <p>①上水道の基幹管路、浄水場、配水池等に対する一層の耐震化が必要</p> <p>②県企業局の未端給水事業・用水供給事業について、基幹施設・管路のほか、病院・避難所等の重要な施設への配水管の耐震化の計画的かつ着実な推進や災害時における市町村と企業局の役割分担の明確化や連携協力が必要</p> <p>また、火山噴火による火山灰の河川への混入による酸性値上昇を想定した水質検査及び柔軟な体制整備が必要</p>   | <p>①上水道の基幹管路の耐震適合率<br/>31.1% (H25) → (策定中)</p> <p>○県営水道（末端給水・用水供給）に係る浄水場等の基幹施設及び送水管等の基幹管路について、優先的に耐震化を推進。末端給水事業においては、病院や避難所となる学校等の「重要給水施設」に至る管路の耐震化も併せて推進。周辺地域が断水になった場合にも、給水が可能な地点「安心の蛇口」を順次整備するほか、市町村と企業局の災害協定の締結や合同の防災訓練を実施</p> <p>火山灰混入による酸性値上昇に備え、質の高い水質検査を継続するほか、業者と協力して技術力を活用し、技術職員等の不足に悩む過疎自治体の水道施設整備を支援</p>   | <p>○上水道の基幹管路の耐震適合率<br/>31.1% (H25) → (策定中)</p> <p>○県営水道（末端給水・用水供給）における基幹施設（浄水施設）の耐震化率<br/>50.0% (H26) → 100.0% (H31)</p> <p>○県営水道（末端給水）における基幹管路の耐震適合率<br/>84.6% (H26) → 100.0% (H37)</p> <p>○県営水道（末端給水）における重要給水施設に至る管路の耐震化率<br/>71.2% (H26) → 100.0% (H37)</p> <p>○県営水道（末端給水）における「安心の蛇口」整備数（全36か所）<br/>0か所 (H26) → 11か所 (H37)</p> <p>○県営水道（用水供給）における基幹施設（浄水施設）の耐震化率<br/>0.0% (H26) → 100.0% (H36)</p> <p>○県営水道（用水供給）における管路の耐震適合率<br/>76.9% (H26) → 100.0% (H36)</p> |  |
| 4           | 4-3 污水処理施設等の长期間にわたる機能停止                              | <p>①関係機関と連携した下水道施設の耐震化や下水道BCPの策定が必要</p>   | <p>①市町村の下水処理施設等の耐震化や下水道BCPの策定を支援。防災訓練等により防災体制を強化</p>  | <p>○重要な下水管きょの地震対策実施率<br/>48% (H25) / 岐阜県 99%、市町村公共 44% → 100% (H32)</p> <p>○下水処理場の地震対策実施率<br/>45% (H26) / 岐阜県 53%、市町村公共 44% → 58% (H32)</p> <p>○下水道BCP策定率<br/>89% (H26) / 岐阜県 100%、市町村公共 89% → 100% (H32)</p> <p>○農業集落排水施設の機能診断実施地区割合<br/>10% (H24) → 37% (H32)</p>   |  |

| 7つの基本目標 |                                  | 3.2の起きていがらない<br>最悪の事態 |  | 現状認識・問題点の整理 (脆弱性評価)  |   | 施策   |  | 数値目標               |  |
|---------|----------------------------------|-----------------------|--|--|---|--|--|--------------------|--|
| 4       | 4-4 地域交通ネットワークが分断する事態            |                       |  | <p>①孤立集落の発生に加え、負傷者の搬送や支援物資の輸送の遅延など、甚大な影響を及ぼすため、関係部局が連携して幅広い観点からの検討が必要</p> <p>②緊急輸送路を保管する基幹的な農道の整備や、県営林道の開設の推進が必要</p>   | <p>①国道・県道において、地域の暮らしを支え、災害に強い道路網の整備を推進</p> <p>②基幹的な農道整備を計画的に進めることとともに、基幹的な林道の早期開通のため県営林道開設事業を実施し、緊急輸送路を補完</p> <p>農道における道路構造物の耐震化等の保全対策を実施</p>   | <p>●県内高規格幹線道路の供用延長 国の事業計画にもとづき既定 331km [H23] → 338km [H29]</p> <p>●震災対策緊急輸送路にある橋梁の耐震補強の整備率 83% [H23] → 100% [H29] 再掲</p> <p>□震災対策緊急輸送路にある道路斜面等の要対策箇所の整備率 52% [H23] → 100% [H29] 再掲</p> <p>●国・県道の改良率 65.6% [H22] → 67.5% [H29]</p> <p>○緊急輸送路を補完する基幹的農道の整備延長 97.0% [460km] [H24] → 98.7% [468km] [H29]</p> | <p>○あわせ信州創造プラン指標 ○個別計画指標 ○事業計画にもとづき既定</p> <p>○国道・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標 1.9km</p>   |                    |  |
| 5       | 5-1 流通・経済活動が停滞しないこと<br>経済活動を維持する |                       |  | <p>①企業の被害を最小限に抑え、早期の復旧を可能とするため、企業における事業継続計画（BCP）の策定支援が必要</p> <p>②BCPを策定した企業は、団上訓練等を通じてBCPの運用見直しを行なうなど、PDCSAサイクルにより継続的にBCPの改善が必要</p>  | <p>①BCP策定の手引きを作成するとともに、商工会員会、民間保険会社とBCP策定支援に関する協定を締結するなど、企業BCPの策定を積極的に支援</p> <p>②BCPの運用見直しを行なう事業継続系統を達成する事業継続マネジメント（BCM）の定着に向け、団上訓練等を実施するセミナーを開催</p>  | <p>●長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所</p>   | <p>●県内高規格幹線道路の供用延長 国の事業計画にもとづき既定 331km [H23] → 338km [H29] 再掲</p> <p>□震災対策緊急輸送路にある道路斜面等の要対策箇所の整備率 52% [H23] → 100% [H29] 再掲</p> <p>○社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率 5年以内に修繕が必要な施設 橋梁 264橋、トンネル 43本、法面 56箇所、シェッド 3か所、舗装 MCL 5.0以上を維持</p> | <p>○重要交通網に係る箇所</p> |  |
| 5       | 5-2 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止    |                       |  | <p>①NECCO東日本は、高速道路ネットワークの機能を維持し、資産の安全性を確保するため、高速道路インフラの的確な維持管理・更新に取り組む</p> <p>②NECCO中日本は、高速道路資産の逐年劣化や潜在的なリスクに対し、安全・安心を確保するため、持続可能なメンテナンスハイウェイ（スマートメンテナンスハイウェイ）構想を推進</p> <p>③JR東日本は、耐震補強、新幹線早期地盤知りシステムや防災情報システムの導入、落石等災害防止対策の実施のほか、列車からなる避難誘導訓練、代替輸送ルートの検討等に取り組む</p> <p>④JR東海は、列車を停止させるセンサシステムの導入、落石覆い工、土石流を検知するセンサの整備、復旧訓練の定期的な開催等に取り組む</p> <p>⑤しなの鉄道は、北しなのの線を加え、より高いレベルの安全運行体制を確立・維持するため、訓練や設備・車両の安全性の向上に取り組む</p> <p>⑥基幹道路ネットワークについて、適切な代替性的の確保が必要</p> <p>⑦点検等により現状を的確に把握し、優先度付けを行い、効率的な道路の維持管理が必要</p> <p>⑧除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保が必要</p> | <p>①NECCO東日本は、体憩施設の防災機能強化、大規模修繕の着実な実施、ICTと技術者が融合した総合的なメンテナンス体制のSMH（スマートメンテナンスハイウェイ）構想を推進</p> <p>②NECCO中日本は、高速道路の長期健全化の確保に向け、人材・体制の継続的な確保、コスト縮減に資する新技术の導入を目指し、維持管理費の抑制と構造物の長寿化の確立を図る</p> <p>③JR東日本は、「究極の安全に向けて」を第一に掲げ、耐震補強、救命・救援教習、自然災害・異常気象への対応、安全を守る仕組み・体制の充実を推進</p> <p>④JR東海は、災害による事故防止を柱の一つとして位置づけ、正常運行が阻害される事象に対し、訓練や施策を実施</p> <p>⑤しなの鉄道は、北しなのの線を含め、更なる安全管理体制の強化、施設・設備等の維持更新、安全性の向上、事故発生時の迅速な対応等を実施</p> <p>⑥新幹線駅や高規格幹線道路等と県内の主要都市とのアクセス機能を向上させる道路の整備を推進</p> <p>⑦トンネルや橋梁、シェッドの近接目視による点検を実施。技術職員が少ない市町村に対して点検が滞らないよう支援</p> <p>⑧関係機関と連携を図りながら、事前の除雪融雪装置の設定など冬期間の円滑な道路交通を確保</p> |  |  |                    |  |

| 7つの基本目標                                | 3.2の起きなければならない<br>最悪の事態   | 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）   | 施策  | 数値目標   |  |
|--|---|--|---|--|--|
|  |   |  |   | ●しあわせ備州創造プラン指標基準 ○個別計画指標基準 □左記以外の指標  |  |
| 5－3 食料・飲料水等の安定供給の停滞                    | ①食料調達困難時に、避難所等に水、食料等の物資の供給が必要<br>②農業用施設等の被災による農作物の生産能力の低下を防ぐため、老朽化、耐震化対策を実施し、農業用水の安定確保が必要<br>③基幹的農業水利施設の長寿寿命化対策について、計画的な推進が必要 | ①協定締結団体・事業者との情報交換や緊急連絡先の定期的な確認を実施し、連携体制を強化<br>②基幹的水利施設の耐震診断を推進するとともに、市町村・土地改良区が行う耐震強化の取組に支援<br>③基幹的水利施設の長寿寿命化のため、機能保全計画を策定し、緊急性の高い路線の対策工事を順次実施   | ○耐用年数を迎える基幹的農業水利施設（315km）の更新延長<br>26.7% [84km] (H26) → 35.2% [111km] (H29)<br>○基幹的農業水利施設（1,193km）の「機能保全計画」の策定<br>延長 52.0% [620km] (H26) → 55.2% [658km] (H29)<br>○水田整備率（区画 20a 以上）52.2% (H22) → 54.9% (H29) |  |  |
| 6 二次的な被害を発生させないことを防止する                 | ①土砂流、地すべりなどによる二次災害の発生による二次災害の発生<br>②危険箇所の点検を的確に実施するため、国土交通省、消防ボランティア協会等との連携体制構築が必要  | ①土砂災害の危険箇所を点検し、土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害発生の危険性の確認が必要<br>②危険箇所の点検を実施  | ①土砂災害による二次災害発生を防ぐため、迅速に応急対策工事を実施<br>②国土交通省 TEC-FORCEによる調査、砂防ボランティア協会等による協力体制を強化し、速やかに危険箇所の点検を実施   | □耐震性点検により耐震対策が必要となつた農業用ため池（35箇所）の管理体制の整備強化箇所数<br>0箇所 (H24) → 35箇所 (H29)<br>○耐震性点検により耐震対策が必要となつた農業用ため池（35箇所）の耐震化着手箇所数 0箇所 (H24) → 35箇所 (H29)<br>○農業用ため池（県内 1,939 箇所）における老朽化等に対応した改修箇所数 76 箇所 (H14～24 整備箇所) → 124 箇所 (H29)<br>□建設部管理ダムの長寿命化計画策定数<br>4ダム (H26) → 16ダム (H29)<br>○県企業局管理ダム（3か所）における耐震性能照査を平成 29 年度までに実施<br>1か所 (H26) → 3か所 (H29) 再掲     |  |
| 6－2 農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限     | ①農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限   | ①ため池等の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じるためのハザードマップの作成を推進<br>②老朽化による堤体の変形や漏水、洪水吐の能力不足等、安全性が危惧されるため池の計画的な改修を実施<br>③市町村・ため池管理者と連携してため池の耐震点検を実施し、集中的に耐震対策を推進<br>④県有ダムの損壊による二次災害発生を防ぐため、想定される最大級の地震が発生した場合におけるダム施設の損傷の有無について確認（耐震性能照査）が必要 | ①ため池等の損壊の事態に対し、迅速な避難や応急対策の実施のため、ハザードマップの作成を推進<br>②老朽化した農業用ため池の計画的な改修が必要<br>③農業用ため池の耐震化対策が必要<br>④県有ダム施設の損壊による二次災害発生を防ぐため、想定される最大級の地震が発生した場合におけるダム施設の損傷の有無について確認（耐震性能照査）が必要                                   | □耐震性点検により耐震対策が必要となつた農業用ため池（35箇所）の耐震化着手箇所数 0箇所 (H24) → 35箇所 (H29)<br>○農業用ため池（県内 1,939 箇所）における老朽化等に対応した改修箇所数 76 箇所 (H14～24 整備箇所) → 124 箇所 (H29)<br>□建設部管理ダムの長寿命化計画策定数<br>4ダム (H26) → 16ダム (H29)<br>○県企業局管理ダム（3か所）における耐震性能照査を平成 29 年度までに実施<br>1か所 (H26) → 3か所 (H29) 再掲  |  |
| 6－3 有害物質の大規模拡散・流出                      |   | ①危険物規制の趣旨、危険物施設の保安管理等について、危険物取扱者への講習により資質向上を図る   | ①危険物規制の趣旨、危険物施設の保安管理等について、危険物取扱者への講習により資質向上を図る  |  |  |
| 6－4 荒地・森林等の荒廃による被害の拡大                  |   | ①農業、農村の多面的機能の維持、発揮のため、農地・農業水利施設等の保全活動の推進が必要<br>②山地災害による被害の軽減のため、間伐を推進し、森林の土砂災害防止機能を向上するなど、治山事業による「災害に強い森林づくり」が必要   | ①農業者等が共同して取り組む多面的機能を維持・発揮するための教育・訓練の実施等、保安体制の強化が必要<br>②間伐を中心とした森林づくりを計画的に推進するとともに、木材の積極的な利用を促進し、森林の土砂災害防止機能等が適切に向上させる「災害に強い森林づくり」を推進  | ○地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積<br>民有林の間伐面積 22,494ha (H22) → 50,000ha (H29)<br>●民有林の間伐面積<br>（過去必要面積と過去の累積面積から算定）<br>○民有林の間伐材搬出量 184,000ha (H32)<br>●周辺森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された治山施設数<br>56 集落 (H23) → 470 集落 (H29) 再掲<br>●重要な施設を保全対象とする長寿寿命化对策がされた治山施設数<br>41 施設 (H25) → 57 施設 (H29) 再掲<br>□重要な施設を効率的に保全するための山地災害危険度情報の整備率<br>0% (H25) → 100% (H29) 再掲 |  |
| 6－5 風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落 |   | ①被災地がメディア等に繰り返し取り上げられるることにより被災地ではない地域まで被害していることの風評被害が発生。国内外に正しい情報の発信が必要  | ①被災地がメディア等に繰り返し取り上げられるることにより被災地ではない地域まで被害していることの風評被害が発生。特に要配慮者や女性に必要な物語等の備蓄を推進。外国人観光客等に対応する通訳ボランティアとの連携を推進。マニュアル策定推進  | ①国・市町村・関係団体等と連携し、ホームページ等を通じて正確に情報を発信。風評被害警戒のためのプロモーション支援等の適切な対応を実施<br>②市町村等と連携し、必要な保健師等の派遣を実施  |  |
| 6－6 避難所等における環境の悪化                      |   | ①災害時の避難所運営がスムーズに進むよう、運営についての取り決めを、事前に定めることが必要<br>②避難者の健康状態悪化の防止が必要   | ①災害時の避難所運営がスムーズに進むよう、運営についての取り決めを、事前に定めることが必要<br>②特に要配慮者や女性に対する配慮が必要  | ○災害対策用備蓄の確保（避難ルーム等）<br>400 張→現状を維持   |  |

| 7つの基本目標                                       |  | 3.2の起きていなければならない<br>悪悪の事態   | 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）  | 施策   | 数値目標 |
|---|--|---|---|--|------|
| 7<br>被災した<br>方々が、元<br>方々の暮らしに<br>迅速に戻れ<br>ること | 7-1<br>大量に発生する災害<br>廃棄物の処理の停滞<br>により復旧・復興が大幅<br>に遅れる事態 | ①市町村における災害廃棄物処理計画策定が必要  | ①市町村における災害廃棄物処理計画策定について、技術的助言を実施  | ●しあわせ青幹創造プラン優良指標<br>○災害廃棄物処理計画の策定率（市町村）<br>6% (H26) → 80% (H35)  |      |
|   | 7-2<br>道路啓開等の遅れに<br>より復旧・復興が大幅<br>に遅れる事態               | ①道路にがれき等が散乱し、支障車両等が通行でき<br>ない事態に対し、速やかな道路啓開等が必要   | ①障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路等を考慮し、交通障害物を除去。大雪災害時には道路区間の指定を行い、車両の移動を指示  | ●地籍調査の実施率（県内対象面積：9,596km <sup>2</sup> )<br>37.9% [3,633 km <sup>2</sup> ] (H26) → 39.8% [3,823 km <sup>2</sup> ] (H35) |      |
| 復旧・復興する                                       | 7-3<br>倒壊した住宅の再建<br>が大幅に遅れる事態                          | ①住宅の再建等を迅速に実施するため、明治初期に作成された公団の地籍調査の推進が必要<br>②多數の住家の倒壊に伴う住宅再建に使用する木材の不足に対し、県産材等の安定供給の実施が必要<br>③被災者生活再建支援金の支給により生活の安定と速やかな復興の支援が必要<br>④災害時に被災者の生活の安定に資するため、地震保険の一層の加入促進が必要 | ①大規模災害への備えとして地籍調査を推進<br>②住宅再建に使用する木材が不足した場合、木材関係団体等と連携して県産材等の調達を実施<br>③支援金申請に必要な住家被害認定等が速やかに実施されるよう市町村に対して研修を実施<br>④日本損害保険協会は、地震保険の理解・普及の促進や迅速・適正な保険金支払いの態勢整備をはじめ、防災教育の実施等の防災・減災に資する取り組みを実施 | ●自主防災組織率の向上による地域防災力の強化<br>92.0% (H26) → 93.0% (H29) 再掲   |      |
|   | 7-4<br>地域コミュニティの<br>崩壊により復旧・復興<br>が大幅に遅れる事態            | ①自主防災組織の立ち上げやその活性化に必要な<br>支援を行い、地域防災力の向上が必要   | ①出前講座等を通じて自主防災組織を充実、強化。<br>大規模自然災害の発生時に復興のための施策に<br>関する方針を定め、計画的な復興を推進  |  |      |